

水道事業民営化の中止を求める意見書

大阪府北部の地震では、老朽化した水道管が破断するなどして21万人以上に被害を及ぼしたことは記憶に新しい。また、7月4日未明には東京都北区の西ヶ原でこれまた老朽化した水道管が破裂し、地面が陥没。にわかに「老朽化した水道管」問題が取り沙汰されるようになってきている。

「老朽化した水道管」問題を機に、安倍政権がひそかに進めようとしているのが「水道の民営化」を含む水道法改正案だ。6月27日に審議入りしたこの水道法改正案、あつという間の7月5日、衆院本会議で、与党などの賛成多数で可決、参院へ送付された。

水道事業の民営化の表向きの理由は「水道管の老朽化対策」を掲げているが、その実、中身は地方自治体の水道事業の運営権を民間企業が獲得する「コンセッション方式」を推進する内容となっており、本音は水道事業の民営化だと言われている。PFI法の「改正」と合わせると、内閣総理大臣が半ば強制的に水道を民営化できるようになる。

水道事業民営化問題は、2013年、麻生太郎財務大臣がアメリカのシンクタンクC S I S（戦略国際問題研究所）で、全ての水道事業は民営化すると講演したが、外資の参入を企図するものであった。そのことにより、民営化は一気に加速化した。

安倍内閣が推進する「水道事業民営化」は、「水という人権」をじゅうりんし、命に欠くことができない水を危険にさらすものである。水道事業を公営実施していれば、株主利益は発生しないが、民営化されれば、株主利益を乗せたコストが水道料金として上乗せされ、国民の健康で文化的な暮らしは破綻する。「水道事業」という人間にとって最も欠くことのできないライフラインを合理性や採算性などという市場原理にさらしてはならない。

世界の潮流は「再公営化」に踏み出す事例がふえている。国際公務労連（P S I R U）の調査によれば、2003年の時点で水道及び下水道事業を再公営化した自治体は3件であったが、2014年の時点では35カ国の少なくとも180の自治体が再公営化に方針転換しているという。地域も、欧米からアジア、アフリカと世界中で行われており、180カ国のうち、高所得国が136、低所得国が44と先進国・途上国問わずに再公営化が実施されている。なぜそのような事態になっているのか、その理由の多くは、民間の水道事業者が約束を守らず、利益ばかりを追いかけ、ローカルな人々のニーズを無視したことが主因である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、水道事業の民営化を中止することを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月27日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重